

**鳥取県告示第448号**

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年7月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1（1）解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町本郷字大石塚2123の3（国有林）

（2）保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

（3）解除の理由

道路用地とするため

2（1）解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町本郷字天王行岸629の4から629の10まで、629の13、629の14（以上9筆国有林）

（2）保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

（3）解除の理由

道路用地とするため